

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日か
翌々日
を
当
日
と
す
る)

目 次

◇規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

◇訓 令

職員の任免発令規定の一部を改正する訓令

◇教委規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

◇教委訓令

教育委員会事務局職員任免発令規程及び鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

◇公安規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

◇企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条から第二十条までを次のように改める。

(福祉施設の種類)

第十六条 福祉施設の種類は、次のとおりとする。

- 一 外科後処置に関する施設
- 二 補装具に関する施設
- 三 リハビリテーションに関する施設
- 四 休養に関する施設
- 五 療養に関する施設
- 六 せき随損傷者等に対するアフターケアに関する施設
- 七 休業援護金の支給
- 八 介護料の支給
- 九 奨学援護金の支給
- 十 就労保育援護金の支給

十一 傷病特別支給金の支給

十二 障害特別支給金の支給

十三 遺族特別支給金の支給

十四 障害特別援護金の支給

十五 遺族特別援護金の支給

十六 傷病特別給付金の支給

十七 障害特別給付金の支給

十八 遺族特別給付金の支給

十九 障害差額特別給付金の支給

(福祉施設の実施)

第十七条 実施機関は、福祉施設をするに当たっては、その内容について知事と協議しなければならない。

(福祉施設の申請等)

第十八条 福祉施設を受けようとする者は、実施機関の定めるところにより、申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

第十九条及び第二十条 削除

第二十五条第三項中「外科後処置を受け、休養し、若しくは療養を受け、リハビリテーションを受け、補装具の支給を受け、又は条例第十六条第五号の規定の適用」を「福祉施設」に改める。

附則第九項を次のように改める。

9 障害補償年金は、附則第四項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし

書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日)の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

一 当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金に係る支払期月から一年を経過する月以前の各月(附則第四項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、百分の五に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額

附則第十一項を次のように改める。

(遺族補償年金前払一時金)

11 条例附則第三条第一項の規定による遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があつた場合であっても、実施機関の行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。附則第十二項を削り、附則第十三項中「において準用する附則第四項」を削り、同項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 附則第十一項の申出は、同一の災害につき二回以上行うことができない。

附則第十五項中「附則第十二項において準用する附則第四項ただし書」

を「附則第十一項ただし書」に改める。
附則第十七項を次のように改める。

17 遺族補償年金は、附則第十一項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第四条の第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第十一項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第四条の第二項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第二十一項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第十一項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

一 当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金に係る支払期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に附則第十一項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について条例附則第四条の第二項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金に係る支払期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から一年を経過する月以前の各月（附則第十一項ただし書の規定によ

る申出を）に支給されるべき遺族補償年金の額

二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額

附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十八項中「条例附則第三条第三項」を「条例附則第二条の第三項、附則第三条第三項及び附則第四条の第二項本文」に改め、「係る」の下に「障害補償年金又は」を加え、同項を附則第十九項とし、附則第十七項の次に次の一項を加える。

18 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

附則に次の一項を加える。
21 第十四条及び第十五条の規定は、条例附則第四条の第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族で支給停止

あつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし

附則第十五項中「附則第十二項において適用する」とあるものを

解除年齢に達しないものがある場合について準用する。この場合において、第十四条及び第十五条第一項中「受ける者」とあるのは、「受ける権利を有する者」と読み替えるものとする。

(5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けられることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けられることができます。

なお、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。養育費に付する権利の内容及びその受給の順序は、

2 あなたが被災職員以外の者である場合

(1) 遺族補償

あなたが公務上又は通勤により死亡した職員の遺族であつて、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けられることができます。

- ① 妻及び60歳以上の夫
- ② 18歳未満の子
- ③ 60歳以上の父母
- ④ 18歳未満の孫
- ⑤ 60歳以上の祖父母
- ⑥ 18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹

ただし、職員の死亡の当時、条項で定める障害の状態にある夫、子、

父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けられることができます。

遺族補償年金を受けられる順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、②に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は上記の順序による最先順位者（遺族補償年金を受けられる権利を有する者）に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

なお、①、③、⑤及び⑥の「60歳以上」とある部分は、下の表の「職員の死亡した日」の欄の区分に応じて、(7)の欄に掲げるとおりとなります。

また、⑦の「55歳以上60歳未満」とある部分は、下の表の「職員の死亡した日」の欄の区分に応じて、(4)の欄に掲げるとおりとなり、(7)の欄に掲げる年齢に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

職員の死亡した日	(7)	(4)	(5)
昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から 昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳
昭和62年10月1日から 昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上 57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から 昭和64年9月30日まで	58歳以上	55歳以上 58歳未満	58歳
昭和64年10月1日から 昭和65年9月30日まで	59歳以上	55歳以上 59歳未満	59歳

(2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受けるとする場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができません。

なお、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

(3) 葬祭補償

あなたが公務上又は通勤により死亡した職員の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が、条例に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

(5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

様式第一号の補償の内容に、として次のように加える。

3 一部負担金

あなたが通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員である場合は、一部負担金を納付しなければなりません。

様式第十七号及び様式第十八号を次のように改める。

様式第十九号(その2) 中

補 装 具	支給・修理・ 再支給の別	名 称	個数	支払金額	支払年月日		旅 行 費	支払年月日		備 考
					円	年 月 日		円	年 月 日	
種 類	実 施 内 容			支払金額	支払年月日		備 考			
外科後処置				円	年	月	日			
休 養					・	・				
療 養					・	・				
リハビリテー ション					・	・				
そ の 他					・	・				

を

を

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

種 類	実 施 内 容	支 払 金 額	支 払 年 月 日	備 考
外 科 後 処 置			年 月 日	
補 装 具			・ ・	
リハビリテーション			・ ・	
休 養			・ ・	
療 養			・ ・	
アフターケア			・ ・	
休 業 援 護 金			・ ・	
介 護 料			・ ・	
奨 学 援 護 金			・ ・	
就 労 保 育 援 護 金			・ ・	
傷 病 特 別 支 給 金			・ ・	
障 害 特 別 支 給 金			・ ・	
遺 族 特 別 支 給 金			・ ・	
障 害 特 別 援 護 金			・ ・	
遺 族 特 別 援 護 金			・ ・	
傷 病 特 別 給 付 金			・ ・	
障 害 特 別 給 付 金			・ ・	
遺 族 特 別 給 付 金			・ ・	
障 害 差 額 特 別 給 付 金			・ ・	

に改める。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の二部を次のように改正する。

第一条第一号中「六等級」を「二級」に改め、同条第二号中「七等級」を「一級」に改める。

附則第四項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第七号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改める。

別表の第一中「…~~給~~」を「…~~給~~」に、「職務の~~給~~」を「職務の~~給~~」に改め、同表の第二及び第三中「…~~給~~」を「…~~給~~」に改める。

第二号様式中

等 級
コ ー ド

を

級

に改める。

第四号様式中

等 級
コ ー ド

を

級

に、

給料表	行政	11	教育(←)	31	研究	41	医療(←)	52	現業	61	特1等級は、Aと表示する	台帳等手入印	履歴書	給与簿	互助会票	給与簿	照
コード	公安	21	教育(→)	32	医療(→)	51	医療(→)	53	教育現業	62							

を

給料表コード	行政	公安	教育(←)	教育(→)	研究	医療(←)	医療(→)	医療(→)	現業	台帳等手入印	履歴書	給与簿	照
	11	21	31	32	41	51	52	53	61				

に改める。

附 則

この訓令は、昭和六十年十二月二十六日から施行する。

教育委員会規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第六号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
第十三条中「基礎となる遺族」の下に「（条例附則第二条の四第一項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ、同項の表の欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）」を加える。

附 則

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第四号

教育委員会事務局職員の任免発令規程及び鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

教育委員会事務局職員の任免発令規程及び鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

（教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正）

第一条 教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表の第一中「…~~職階~~」を「…~~職~~」に、「~~職務の職階~~」を「~~職務の職~~」に改める。

第二号様式中



第四号様式中

等級
コード

を

級

に、

給料表 コード	行政	11	教育 (←)	31	研究	41	医療 (←)	52	現業	61	特一等級 は、Aと 表示する。	台帳等 手入印	履歴書	給与 コード	与 下	共済 原票	互 助 原	会 票	給与 簿	照 合
	公安	21	教育 (←)	32	医療 (←)	51	医療 (←)	53												

を

給料表 コード	行政	公安	教育(←)	教育(←)	研 究	医療(←)	医療(←)	医療(←)	現 業	台帳等 手入印	履歴書	給与簿	照
	11	21	31	32	41	51	52	53	61				

に
改める。

(鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部改正)

第二条 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程(昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の1から別表第二の3までの規定中「差」を「差」に改める。

附 則

この訓令は、昭和六十年十二月二十六日から施行する。

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第八号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和三十年十一月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「(条例附則第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による障害給付年金又は」を「の規定による障害給付年金の

支給の停止又は条例附則第四条第四項において準用する条例附則第三条第五項若しくは条例附則第八条第三項の規定による」に改める。

第十六条中「基礎となる遺族」の下に「(条例附則第八条第一項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。)」を加える。

様式第二号のあなたが受けることができる給付の内容2(1)を次のように改める。

(1) 遺族給付

あなたが死亡した協力援助者の遺族であつて、次のア及びイの要件を満たす場合は、遺族給付年金を受けることができます。(遺族給付年金を受けることができる遺族がいない場合は、条例の規定により、遺族給付一時金を受けることができます。)

ア 協力援助者の死亡の当時、その収入によつて生計を維持していたこと

イ 次の表の①から⑦までに掲げる遺族のいずれかに該当し、先順位の方がいないこと(順位は、①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父、祖父、兄弟姉妹の順序となります。)

順位	遺 族
①	妻又は60歳以上の夫
②	18歳未満の子

年金の支給が停止されます。)

③	60歳以上の父母
④	18歳未満の孫
⑤	60歳以上の祖父母
⑥	18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹
⑦	55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母又は兄弟姉妹

備考 夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が、協力援助者の死亡の当時、心身の故障により軽易な勞務にしか従事できない状態であったときは、①から⑥までに掲げる遺族の年齢に関する要件はなくなります。

ただし、あなたが⑦に掲げる者であるときは、60歳に達するまでの間は、遺族給付年金の支給が停止されます。

なお、協力援助者の死亡した日が次の表の(ア)の欄のいずれかに該当するときは、上の表に掲げる遺族の年齢についての要件は、次のようになります。

ア 上の表の①、③、⑤及び⑥に掲げる遺族については、「60歳以上」とある部分は、それぞれ、次の表の(ア)の欄の区分に応じて、(イ)の欄に掲げる年齢となります。

イ 上の表の⑦に掲げる遺族については、「55歳以上60歳未満」とある部分は、それぞれ、次の表の(ア)の欄に区分に応じて、(ウ)の欄に掲げる年齢となります(ただし、上の表の⑦の欄に掲げる者が次の表の(エ)の欄に掲げる年齢に達するまでの間は、遺族給付

(ア) 協力援助者の死亡した日	(イ)	(ウ)	(エ)
昭和61年9月30日まで	55歳以上		
昭和61年10月1日から 昭和62年9月30日まで	56歳以上	55歳	56歳
昭和62年10月1日から 昭和63年9月30日まで	57歳以上	55歳以上 57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から 昭和64年9月30日まで	58歳以上	55歳以上 58歳未満	58歳
昭和64年10月1日から 昭和65年9月30日まで	59歳以上	55歳以上 59歳未満	59歳

様式第十六号中

備考	変更の理由
に定める。	備考

附 則

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第四号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職務の等級分類表」を「級別職務分類表」に改める。

第四条の見出しを「（職務の級）」に改め、同条中「職務の等級」を「職務の級」に、「職務の等級分類表」を「級別職務分類表」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条、第四条関係）

級別職務分類表

イ 一般職員

職務の級 職務

一 級 主事、電気技師又は土木技師の職務

二 級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、電気技師又は土木技師の職務

三 級 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、電気技師、又は土木技師の職務

四 級 一 係長又は主任の職務
二 事業所の次長の職務
三 主幹の職務

四 級 四 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、電気技師又は土木技師の職務

五 級 一 相当困難な業務を処理する係長又は主任の職務
二 事業所の相当困難な業務を処理する次長の職務
三 相当困難な業務を処理する主幹の職務

六 級 一 課長補佐の職務
二 所長の職務
三 困難な業務を処理する係長又は主任の職務
四 事業所の困難な業務を処理する次長の職務
五 困難な業務を処理する主幹の職務

六 級

四 級

イ 一般職員

七級	一 困難な業務を処理する課長補佐の職務 二 相当困難な業務を処理する所長の職務 三 事業所の特に困難な業務を処理する次長の職務 四 特に困難な業務を処理する主幹の職務 五 主査の職務
八級	一 課長の職務 二 困難な業務を処理する所長の職務 三 困難な業務を処理する主査の職務 四 参事の職務
九級	一 本局の次長の職務 二 困難な業務を処理する課長の職務 三 特に困難な業務を処理する所長の職務
十級	本局の困難な業務を処理する次長の職務
十一級	局長の職務
職務の級	職 務
一級	自動車整備士、運転士、保守員又は操作員の職務
二級	主任の職務
三級	現業主幹の職務

ロ 現業職員

四 級 困難な業務を処理する現業主幹の職務

附 則

(施行期日等)

- 1 この企業管理規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。
- 2 この企業管理規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。
- 3 昭和六十年七月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する一般職員及び切替日からこの企業管理規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）においてその属する職務の等級又はその受ける号若しくは給料月額に異動のあつた一般職員の、切替日及び当該異動の日における改正後の規程の規定による職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間については、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の適用を受ける職員の例による。
- 4 切替日の前日から引き続き在職する現業職員及び切替期間においてその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があつた現業職員の、切替日及び当該異動の日における改正後の規程の規定による職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間については、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の適用を受ける職員の例による。現業

職員昭和六十一年一月一日における号給又は給料月額を受けることとなる期間についても、同様とする。

(暫定級別職務)

5 切替日から昭和六十年十二月三十一日までの間における改正後の規程別表第一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる字句とする。

別表第一		別表第二のイ		別表第二のロ	
職務の等級分類表	級別職務分類表	職務の等級	級別職務の級	職務の等級	級別職務の級
特一等級	十一級	特一等級	特一級	特一等級	特一級
一、等級	九級	一、等級	一級	一、等級	一級
二等級	八級	二等級	二級	二等級	二級
三等級	六級	三等級	三級	三等級	三級
四等級	四級	四等級	四級	四等級	四級
五等級	三級	五等級	五級	五等級	五級
六等級	二級	六等級	六級	六等級	六級
七等級	一級	七等級	七級	七等級	七級
特二等級		特二等級		特二等級	
一、等級		一、等級		一、等級	
二等級		二等級		二等級	
三等級		三等級		三等級	